

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

以下のとおり提案書の提出を求めます。

令和3年8月16日

世田谷区

1 件名

世田谷区部活動支援員マッチング業務委託

2 業務概要

指定した学校からヒアリング等を行い、学校の要望に沿った部活動支援員を紹介すること。紹介した部活動支援員が令和4年3月31日までに辞めた場合は、再度紹介し、常に指定した部活動に支援員が配置されている状態とすること。

(1) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(2) 提案限度額 2,050,000円(税込)

※紹介した部活動支援員の活動に対する謝礼は上記金額には含まない。

3 参加資格

審査の応募は、次に掲げる全ての条件に該当する事業者を対象とする。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。

(3) 世田谷区から指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。

(4) 法人税・消費税に滞納がないこと。

4 提案書の提出者を選定するための評価基準

(1) 部活動に対する理解度

(2) 予算規模に対して過剰または過少な内容となっていないか

(3) 迅速にマッチングができる体制が整っているか

(4) 学校に適した人材を紹介できるか

(5) 過去の実績

5 説明書の交付期間、交付場所及び方法

(1) 交付期間 令和3年8月16日から令和3年8月27日まで

(2) 交付場所 区HPからのダウンロードまたは下記担当部課

※[トップページ](#)→[子ども・教育・若者支援](#)→[小・中学校](#)→[教育環境の充実](#)

世田谷区教育委員会事務局生涯学習部
生涯学習・地域学校連携課地域学校連携
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
電話番号 03-5432-2723 FAX 番号 03-5432-3039

- (3) 交付方法 区のホームページからのダウンロードまたは上記(2)の窓口配布
※窓口の場合、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く)

6 参加表明にかかる提出書類、提出期限、提出場所及び方法

本プロポーザルに参加を表明される方は以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加表明書 1部
- ②法人または団体の詳細がわかるもの(会社案内、パンフレットなど) 1部
- ③東京電子自治体共同運営電子調達サービスに名簿登録されていることがわかる
受付票の写し 1部
- ④法人事業税・特別税の納税証明書、法人税の納税証明書、消費税及地方消費税
の納税証明書 正本各1部
※③、④はいずれかを提出すること。法人としての証明が難しい場合は所得税
の納税証明書でも可とする。

(2) 提出期限

令和3年8月27日 17時必着

(3) 提出場所

5(2)に同じ

(4) 提出方法

窓口へ持参、または郵送

(5) 参加資格の確認

資格を満たしていると認められた場合には、招請通知書を令和3年8月30日ま
でにメールまたは郵送にて行う。

7 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

参加資格が確認できた者については企画提案書を提出すること。

- (1) 提出期限 招請通知書受領後から令和3年9月17日まで(17時必着)
- (2) 提出場所 5(2)に同じ
- (3) 提出方法 窓口へ持参、または郵送

8 選定

審査は選定のため設置された選定委員会により審査を行う。点数項目ごとに審査・採点
を行い、合計点数が多い事業者を契約の第一候補者として特定する。なお書類審査のみ
で、プレゼンテーション・ヒアリング等を行わない。

9 スケジュール

令和3年8月16日	案件公表
8月27日	参加表明書締め切り
8月30日	招請通知書
9月6日	質問締め切り
9月8日	質問回答期限
9月17日	企画提案書締め切り
9月29日	選考結果通知

10 注意事項

- (1) 受付期限以降の差替えや再提出はできない。
- (2) 世田谷区から提供した資料等の関係書類については、許可なく公表、使用することを禁止する。
- (3) 選出された提案内容については、世田谷区の許可なく公表、使用することを禁止する。
- (4) 提出された資料等については、本案件の事業者選定を目的としているため、その他の目的に無断で使用しない。また、企画提案書の内容がそのまま契約になることはない。選定後、改めて契約向けて仕様書の調整を行う。
- (5) 提出された資料等については、審査事務に必要な範囲で複製する。
- (6) 区内の他の公共施設への提案を目的とした問い合わせや内部見学等は、一切禁止とする。こうした行為が認められた場合には、失格とする場合がある。
- (7) 参加表明書の提出以降に、選考を辞退する場合は辞退届を提出すること。電話等では受け付けない。なお、これらの辞退に対して不利益な取り扱いをすることはない。

11 その他

- (1) 提出書類の作成、提出に係わる費用は、提出者の負担とする。
- (2) 参加表明書または提案書に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約保証金：免除
- (6) 契約書作成の要否：要
- (7) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無【無】
- (8) 提案書の提出後に参加資格に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象とない。
- (9) 本件について、参加表明を行った者の商号・名称及び提案書の採点結果を区のホームページ等で公表することがある。
- (10) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されない。
- (11) 詳細は説明書による。